国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員宿舎法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（貸与基準） **第十一条**　各省各庁の長は、宿舎を貸与する場合においては、原則として、次の表の上欄に掲げる級等（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第十四条第一項において「給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表㈠の職務の級及び同法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員の占める職（以下「指定職」という。）をいう。以下同じ。）の職務にある職員又はこれに準ずる職員に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる規格の宿舎を貸与するものとする。 ［表　略］ ［項を削る。］ ２　同居者を三人以上有する職員については、前項の規定にかかわらず、級等が五級、四級及び三級の者にあつては規格ｄ以下の宿舎を、二級以下の者にあつては規格ｃ以下の宿舎を貸与することができる。 ３　各省各庁の長が宿舎の有効な利用を図るため必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、級等が二級以下の職員に対し、規格ｃの宿舎を貸与することができる。 （経過年数等による有料宿舎の使用料の調整） **第十四条**　同一の構造の区分の有料宿舎（単身赴任者（給与法第十二条の二第一項若しくは第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員又はこれに準ずる職員をいう。次項において同じ。）又は若年の独身者（第十一条第三項の規定に基づき規格ｃの宿舎の貸与を受けた級等が二級以下の独身者又はこれに準ずる独身者をいう。次項において同じ。）に貸与するものを除く。）の家屋又は家屋の部分が建築後別表第一の年数の欄に掲げる年数を経過することとなる場合においては、令第十三条第二項の規定により、同表の構造の区分並びに有料宿舎の所在地の区分（令第十三条第一項に規定する有料宿舎の所在地の区分をいう。第二十条の三において同じ。）及び年数の区分に応じ、当該経過することとなる日の属する年度の翌年度から、それぞれ同表の金額の欄に定める金額（当該宿舎の延べ面積の区分に応じた金額をいう。この場合において、第六条第二項ただし書の規定の適用を受ける宿舎にあつては、当該宿舎の延べ面積から七平方メートルを減算した面積を、同条第三項の規定の適用を受ける宿舎（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける宿舎を除く。）にあつては、当該宿舎の延べ面積から同条第三項の規定により財務大臣の定める面積を減算した面積を、それぞれ延べ面積とみなす。）を、基準使用料の額を前条の規定により調整した金額から控除して基準使用料の額に調整を加えるものとする。 ２　単身赴任者又は若年の独身者に有料宿舎を貸与する場合においては、令第十三条第二項の規定により、年数の経過に併せ、単身赴任者又は若年の独身者の負担を軽減するため、基準使用料の額に調整を加えるものとし、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「別表第一」とあるのは、単身赴任者については「別表第二」と、若年の独身者については「別表第三」と読み替え、建築後から五年を経過することとなる日の属する年度の末日までの間の宿舎につ	（貸与基準） **第十一条**　各省各庁の長は、宿舎を貸与する場合においては、原則として、次の表の上欄に掲げる級等（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第十四条第一項において「給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表㈠の職務の級及び同法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員の占める職（以下「指定職」という。）をいう。）の職務にある職員又はこれに準ずる職員に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる規格の宿舎を貸与するものとする。 ［表　同上］ ２　独身者に対し宿舎を貸与する場合にあつては、原則として、一室を貸与するものとする。 ３　扶養義務のある同居者を三人以上有する職員については、前二項の規定にかかわらず、第一項の級等が五級、四級及び三級の者にあつては規格ｄ以下の宿舎を、二級以下の者にあつては規格ｃ以下の宿舎を貸与することができる。 ［項を加える。］ （経過年数等による有料宿舎の使用料の調整） **第十四条**　同一の構造の区分の有料宿舎（単身赴任者（給与法第十二条の二第一項若しくは第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員又はこれに準ずる職員をいう。次項において同じ。）に貸与するものを除く。）の家屋又は家屋の部分が建築後別表第一の年数の欄に掲げる年数を経過することとなる場合においては、令第十三条第二項の規定により、同表の構造の区分並びに有料宿舎の所在地の区分（令第十三条第一項に規定する有料宿舎の所在地の区分をいう。第二十条の三において同じ。）及び年数の区分に応じ、当該経過することとなる日の属する年度の翌年度から、それぞれ同表の金額の欄に定める金額（当該宿舎の延べ面積の区分に応じた金額をいう。この場合において、第六条第二項ただし書の規定の適用を受ける宿舎にあつては、当該宿舎の延べ面積から七平方メートルを減算した面積を、同条第三項の規定の適用を受ける宿舎（同条第二項ただし書の規定により財務大臣の定める面積を減算した面積を、それぞれ延べ面積とみなす。）を、基準使用料の額を前条の規定により調整した金額から控除して基準使用料の額に調整を加えるものとする。 ２　単身赴任者に有料宿舎を貸与する場合においては、令第十三条第二項の規定により、年数の経過に併せ、単身赴任者の負担を軽減するため、基準使用料の額に調整を加えるものとし、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替え、建築後から五年を経過することとなる日の属する年度の末日までの間の宿舎については、更に、「年数を経過することとなる場合において」とあるのは「新築に該当するもの」と、「並び